

青森県報

第百三十五号

令和二年
三月二十三日
(月曜日)

目次

○ 青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康福祉課) …… 一
○ 青森県中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	(政策課) …… 一
○ 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) …… 一
○ 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) …… 三
○ 障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) …… 三
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定の辞退……………	(同) …… 四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設の指定……………	(同) …… 四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………	(同) …… 四
○ 青森県土地利用基本計画の変更……………	(監理課) …… 四
○ 道路の区域の変更……………	(道路課) …… 五
○ 道路の供用の開始……………	(同) …… 五
○ 公安委員会	
○ 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する	

る規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 五

規 則

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「更生施設」の下に「、日常生活支援住居施設」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「更生施設」の下に「、日常生活支援住居施設」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同1の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同1の(五)中「生活」を「避難生活」に、「に避難している」を「避難生活している」に改め、同1の2の(一)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同2の(二)中「建設型仮設住宅の設置について」を「建設型応急住宅の設置について」に改め、同(一)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同(二)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同(三)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の二の1の(三)中「千四百円」を「千六百円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

一八、五〇〇円	一一三、八〇〇円	三五、一〇〇円	四二、〇〇〇円
三〇、六〇〇円	三九、七〇〇円	五五、二〇〇円	六四、五〇〇円
五三、二〇〇円	七、八〇〇円	一八、八〇〇円	二四、二〇〇円
八一、二〇〇円	一一、二〇〇円	三二、二〇〇円	四〇、四〇〇円

三五、八〇〇円	四二、八〇〇円	五四、二〇〇円	七、九〇〇円
五六、二〇〇円	六五、七〇〇円	八二、七〇〇円	一一、四〇〇円

改め、同3の(二)の表中

六、〇〇〇円	八、一〇〇円	一一、二〇〇円
九、八〇〇円	一二、八〇〇円	一八、一〇〇円

一四、八〇〇円	一八、七〇〇円	二、六〇〇円	六、一〇〇円
二一、五〇〇円	二七、一〇〇円	三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円

八、三〇〇円	一一、四〇〇円	一五、一〇〇円	一九、〇〇〇円
一三、〇〇〇円	一八、四〇〇円	二一、九〇〇円	二七、六〇〇円

二、六〇〇円	三、六〇〇円
--------	--------

若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同六の2中「五十八万四千円」を「次の額」に改め、同2に次のように加える。

(一) (二)の世帯以外の世帯 五十九万五千円

(二) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
別表第一の一の八の3の(一)中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同(二)の(2)中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同(三)中「五千五百円」を「五千二百円」に改め、同表の九の3中「二十一万三千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改め、同表の十の2の(四)の(1)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同(四)の(2)中「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表の十一の2中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万三千五百円」を「二万四千五百円」に改め、同1の(二)中「一万五千七百円」を「一万五千八百円」に改め、同1の(三)中「一万五千五百円」を「一万五千三百円」に改め、同1の(四)中「一万四千四百円」を「一万四千五百円」に改め、同1の(五)中「一万五千八百円」を「一万五千七百円」に改め、同1の(六)中「二万四千三百円」を「二万五千三百円」に改め、同1の(七)中「二万四千五百円」を「二万五千五百円」に改め、同1の(八)中「二万二千七百円」を「二万三千六百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第二の一の1の(一)、(二)、(四)及び(六)から(八)までの規定は平成三十一年四月一日から、改正後の規則別表第一の六の1及び2の規定は令和元年八月二十八日から、同表の一の1の(三)から(五)まで及び2、二の1の(三)、三の3、八の3の(二)、九の3、十の2の(四)の(1)及び(2)並びに十一の2の規定は同年十月一日から適用する。

告 示

青森県告示第二百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者
所 在 地	主たる事務所の所在地
名 称	障害福祉サービス事業の種類
所 在 地	障害福祉サービス事業を行う事業所
年 月 日 止	廃止年月日

特定非営利活動法人あいなつと	弘前市大字豊原二丁目六の一二	共同生活援助	グループなごみ	弘前市大字豊原二丁目六の一二	令和二・三・三
三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	就業施設継続支援B型	三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	〃
三戸郡福祉事務組合	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	施設入所支援	三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	〃
特定非営利活動法人あいなつと	弘前市大字豊原二丁目六の一二	共同生活援助	グループなごみ	弘前市大字豊原二丁目六の一二	〃

青森県告示第二百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人桜木会	居宅介護	三戸郡野沢渡	令和二・四・一
社会福祉法人桜木会	重度訪問介護	三戸郡野沢渡	〃
社会福祉法人桜木会	共同生活援助	三戸郡野沢渡	〃
一般財団法人愛成会	共同生活援助	三戸郡野沢渡	〃

社会福祉法人サポート虹センター	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一七の七	就労継続B型支援施設入所支援	やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	〃
株式会社ライフサポート	弘前市大字高崎二丁目七の七	共同生活援助	グループホーム「まぼと寮」	弘前市大字原ヶ一平三丁目七の七	〃
特定非営利活動法人陽だまりの家	三戸郡田子町大字田子字西館野四三の二	就労継続B型支援	就労B「たんぼぼ」	三戸郡田子町大字田子字長坂三五	〃

青森県告示第百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により、次の指定障害者支援施設がその指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により公示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定辞退年月日
三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	令和二年三月二十三日

青森県告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
やまばと寮	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	令和二年三月二十三日

青森県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う場所		指定年月日
			名称	所在地	
COLOR 合同会社	十和田市稲生町一三〇一五番地	地域移行支援	相談支援事業所「テラス」	十和田市稲生町一三〇一五番地	令和二年三月二十三日
COLOR 合同会社	十和田市稲生町一三〇一五番地	地域定着支援	相談支援事業所「テラス」	十和田市稲生町一三〇一五番地	〃

青森県告示第百二十一号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

森林地域

区域を縮小した市町村

八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、六ヶ所村

二 変更の内容

次の図のとおり

(「次の図」は、省略する。)

青森県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年四月二十二日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県道	五所川原岩木線	弘前市大字富栄字平岡七の五から 弘前市大字鼻和字平岡一〇の五まで					
後	一一・〇五メートルから 二二・九〇メートルまで	前	六・〇〇メートルから 九・〇〇メートルまで	二八〇・〇〇メートル	二八〇・〇〇メートル			

青森県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年四月二十二日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道五所川原岩木線	弘前市大字富栄字平岡七の五から 弘前市大字鼻和字平岡一〇の五まで	令和二・三・三〇

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

青森県公安委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第四号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八

月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係)(交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係)(交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係)(交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係)(交番の名称及び位置)
所轄警察署	所轄警察署	所轄警察署	所轄警察署
名称	名称	名称	名称
位置	位置	位置	位置
略	略	同上	同上
むつ警察署	むつ警察署	むつ警察署	むつ警察署
田名部交番	田名部交番	田名部交番	田名部交番
大湊交番	大湊交番	大湊交番	大湊交番
むつ市田名部町十番十一号	むつ市田名部町十番十一号	むつ市田名部町十番十一号	むつ市田名部町十番十一号
むつ市大湊新町十一番一号	むつ市大湊新町七番十七号	むつ市大湊新町七番十七号	むつ市大湊新町七番十七号
下北駅前交番	下北駅前交番	下北駅前交番	下北駅前交番
むつ市下北町二番三十三号	むつ市下北町二番三十三号	むつ市下北町二番三十三号	むつ市下北町二番三十三号

附 則

この規則は、令和二年三月二十四日から施行する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円七十三銭